

笠間市議会議会運営委員会記録

令和7年1月14日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	村上 寿之 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	河原井 信之 君
〃	内 桶 克之 君
〃	益 子 康子 君
〃	田 村 泰之 君
〃	西 山 猛 君
〃	大 貫 千尋 君

欠席委員

なし

委員以外の出席議員

議長 畑 岡 洋 二 君

出席説明員

総務部長 後 藤 弘 樹 君

出席議会事務局職員

議会事務局 長	山 田 正 巳
議会事務局 次長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久

議事日程

令和7年1月14日（火曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 令和7年第1回笠間市議会臨時会について

(2) 令和7年第1回笠間市議会定例会について

(3) その他

午前10時00分開会

○村上委員長 本日は、議長並びに議会運営委員会委員の皆様には、お忙しい中御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、令和7年第1回笠間市議会臨時会及び第1回定例会について御協議をお願いいたしたく、お集まり頂いた次第であります。よろしくをお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

また、傍聴の申出がございましたので御報告いたします。

○村上委員長 それでは、会議に先立ち、議長より挨拶をお願いいたします。

畑岡議長よろしく申し上げます。

○畑岡議長 おはようございます。そして、明けましておめでとうございます。

賀詞交歓会ははじめ、成人の集い、昨日の消防出初式とお忙しいところ、本当ありがとうございます。

また、執行部のほうから臨時会の要請がありましたということで、少々前倒しをして議会運営委員会を開いて頂くことになりましたことを本当に御礼申し上げます。

今、委員長のほうからありましたように臨時会、定例会の話と、ハラスメントの条例の議論の話も出るかと思えますけれども、私も議長になって初めての御挨拶ということで、2年間に議会基本条例に謳われていた市民との対話ということ、必ずどこかの段階でやりたいというのは皆様の意見だと思えますので、すぐにといいわけにはいきませんが、少しずつ議論をして頂いて、この2年の間に、市民との対話集会をやって頂ければありがたいなと思っております。今日はその議論はしませんけれども、これを少しずつ皆様の頭の中に入れておいて、いろいろな議案の中にスケジュールを入れて頂ければありがたいと思えます。

長くなりますので、これで私のを御挨拶とかえさせて頂きます。今日はよろしくお願いいたします。

私これで失礼いたします。

○村上委員長 ありがとうございます。議長はここで退席されます。

○村上委員長 それでは協議事項に入ります。

令和7年第1回笠間市議会臨時会について協議いたします。

最初に総務部長より提出予定議案について説明願います。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 それでは、令和7年第1回臨時会でございます。

この臨時会でございますが、国の令和6年度補正予算の成立に伴いまして、物価高騰の影響を受けた生活や事業者を支援するために交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業など、総合経済対策に関する取組に対応するための経費や、その他編成した補正予算を提案させて頂きたく、招集をお願いしたものでございます。

提案する議案といたしましては、資料一覧のとおり、諸般の報告1件、報告が1件、議案1件の提案を予定しております。

それぞれの内容につきまして概略を説明させていただきます。

まず、諸般の報告の1番目、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてでございます。こちらは令和6年10月9日に安居地内の市道を乗用車が走行中、車道の舗装破損か所があり、左側前輪一本を破損させたものでございます。責任割合は市側が40%相手側が60%としまして、市は相手側に6万1,512円を支払うものでございます。

諸般の報告の2番目、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてでございます。こちらは令和6年10月22日、地域医療センター笠間の駐車場におきまして、職員が公用車の運転席のドアを隣の車に接触をさせたもので、この接触により相手側の車が破損したために、支払うものでございまして責任割合が市側が100%でございます。38万7,184円を支払うものでございます。

提案の2、報告でございます。専決処分の承認を求めることについて、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第6号）でございます。こちらは、先ほど申し上げました国の総合経済対策における物価高騰対策といたしまして、物価高騰の負担感が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対し給付を迅速に行うための必要な経費と、その歳入につきまして、12月17日付けで専決処分をしたものでございます。内容といたしましては、住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり3万円、また、子どもの加算分、子ども1人当たり2万円を給付するもので、給付対象数が約8,800世帯、上記の世帯に属する18歳以下の児童の見込み数約1,000人となっております。予算額が2億9,653万円でございます。

提案の3、議案でございます。令和6年度笠間市一般会計補正予算（第7号）こちらは、先ほどの国の補正予算に対応しまして、重点交付金を、国が定める推奨メニュー事業等、定額減税補足給付金の補足給付に係る事業、また、重点交付金など以外の国の補正予算を

受けて実施する3種類の予算を計上をさせて頂きたいと考えております。予算額が約2億4,000万円を見込んでいます。ご了承いただき、予算案の詳細につきましては、臨時会前に全員協議会で御説明をさせて頂ければというふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○村上委員長 提出予定議案等の説明は以上であります。議案等の取扱いについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 大丈夫ですか。

なければ、これで御承認をお願いします。

次に、会期日程（案）について説明をお願いします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、令和7年第1回笠間市議会臨時会会期日程（案）について御説明させていただきます。

タブレット資料03 会期日程臨時会（案）を御覧頂きたいと思っております。

会議につきましては、1月21日火曜日1日間とし、開会は午前10時といたします。

初めに今回の議案につきましては先ほどの総務部長の説明のとおりでございますが、当日は午前9時より全員協議会を開催し、今回上程される議案の内容について執行部からの説明を受け、その後に本会議を開会いたします。

本会議を午前10時に開会とし、会期の決定、議案上程、提案理由の説明、議案質疑を行い、所管の常任委員会へ付託を行います。

ここで常任委員会を開催するため、休憩に入ります。

休憩中に付託議案を審査し、合わせまして、委員長報告を取りまとめます。ここで委員長報告の取りまとめ時間を頂きたいと考えております。

委員会終了後、本会議を再開し、委員長より審査の経過及び結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行い、閉会となります。

次に、議案等の取扱いについて御説明をいたします。

タブレット資料04、議事日程第1号（臨時会）を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名についてでございますが、今回は議席番号2番酒井議員と3番河原井議員が会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定を行います。

日程第3、諸般の報告は先ほど総務部長より説明のありました2件の報告でございます。

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第6号））につきましては、補正予算の専決処分の報告でございます。提案理由の説明の後、即決をお願いをしたいと思います。なお、即決議案につきましては別に掲載させていただいておりますタブレット資料の05、即決議案一覧表を御覧頂きたい

と思います。

日程第5、議案第1号令和6年度笠間市一般会計補正予算（第7号）につきましては、提案者からの説明を受け、議案質疑の後、資料06の議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

なお、本会議終了後に例月を行っております執行部からの報告案件についての全員協議会の開催をお願いしたいと思っております。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で日程の説明が終わりましたが、何かございますか。

田村泰之委員。

○田村泰之委員 1月21日臨時会の会期日程の件なのですが、各常任委員会に付託し、その後のスタートはどのようなのですか。各常任委員会の進捗状況、進み具合によっては、自分の記憶が正しければ13時30分から14時開始だったような気がします、その辺はどのようなのですか。

○村上委員長 事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 前回行われた臨時会は本会議が11時からということがございましたが、今回は10時の本会議開始となっております、3つの委員会の補正予算のボリュームにもよろうかと思えますけれども、想定といたしましては午前中に委員会の審査を終えまして、昼食を挟んでその時間に事務局のほうで委員長報告をまとめさせて頂いて午後1時になるか1時半になるか、終わった時間にもよりますけれども、委員会ごとに補正予算のボリュームも違うので、終了時間が違ってくるかと思えますので、1番最後に終わった委員会から少々の時間を頂いて、昼食を挟んで午後再開と想定しております。

○村上委員長 田村泰之委員。

○田村泰之委員 次長がおっしゃるとおりだと思うのですが、各委員会のボリュームがあると思われるので、委員長報告を作成する余裕を持ちながらやったほうがよろしいかと思えます。

以上でございます。

○村上委員長 大丈夫ですか。ほかございますか。

なければこのとおり決したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認め、事務局説明のとおり決し、会期日程は1月21日の1日間とすることに、決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、21日の第1回臨時会の本会議において、また、本会議に先立ち開催される全員協議会において、委員会からの報告として報告したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 次に、令和7年第1回笠間市議会定例会について協議いたします。

最初に総務部長より、提出予定議案等について説明願います。

総務部長後藤弘樹君をお願いします。

○後藤総務部長 続きまして令和7年第1回定例会について説明をさせていただきます。

資料一覧のとおり、現時点で諮問1件、議案57件の合わせて58件の提案を予定させて頂いております。

それぞれの内容につきまして概略を説明いたします。

提案の1、諮問、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることにつきましては、令和7年6月30日に江田敬子氏が任期満了を迎えることから、次期候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。現在人選の調整中でございます。

提案の2から提案の6の議案、笠間市政治倫理審査会委員の選任の同意を求めることにつきましては、5人の現委員が令和7年3月31日に任期満了となるため、政治倫理委員会条例の規定に基づき、専門的知識を有する委員2名、こちらは議会事務局での選定、公募による委員3名、秘書課での公募、合わせて5名の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。現在こちらも人選調整中でございます。

提案7から提案25の議案、笠間市農業委員会の委員の任命に同意を求めることにつきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基づきまして、笠間市農業委員会委員の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。こちらも人選調整中ございまして、今後選定委員会が開催されるということでございます。

提案26の議案笠間職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の一時休業に関する法律の一部改正に伴いまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を目指しまして、無給の部分休業制度の拡充のための一部改正をするものでございます。

提案の27の議案、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年の人事院勧告に基づき給与改定を実施するもので、初任給をはじめ、若年層に重点を置き全ての職員の給料を引き上げるものでございます。この中で4本の条例を改正する予定となっております。笠間職員の給与に関する条例、笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例、笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

続きまして提案28の議案、笠間職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、自然現象等により大規模災害が発生した際の職員が応急作業等に従事することに対し、新たに災害要求作業手当の支給をするための関係条例の一部を改正するものでございます。

続きまして提案29議案、笠間職員の旅費に関する条例及び笠間市の特別職の職員で常

勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の旅費法の規定の改正に基づきまして、時代の変化に対応できる制度ということで実費での支払いなどの一部改正に準じ、本市の職員の旅費の運用見直しを実施するための関係条例の一部を改正するものでございます。

提案 30 の議案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の法律の一部改正に伴いまして本市条例の引用条項の号ずれを改めるものでございます。

提案 31 の議案、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県におきまして、宅地造成及び特定盛土規制法の規制内容の一部の重複の部分を整理するとともに、許可対象面積の引下げなどの条例改正を行うことから、市におきましても、その部分の整理や規制の強化となる許可対象面積を引き下げる改正を行うものでございます。

提案 32 の議案、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国税の税率改正に伴う条例の一部改正を行うもので、現在内容につきまして協議中でありまして、2月の全員協議会で説明をする予定となっております。

提案 33 議案、笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省の基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うもので、栄養士の配置等を求める部分につきまして、管理栄養士を追加するものでございます。

提案 34 の議案、笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分が追加されたため、本条例を改正するものでございます。

提案 35 の議案、笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例につきましては、本地域内の整備事業に要する資金に充てるための設置した基金でございまして、事業完了によりその目的が達せられたことから、本条例を廃止するものでございます。

提案 36 から提案 38 の議案、指定管理者の指定につきましては、笠間市つつじ公園、笠間駅北口駐車場、笠間市営笠間駅北口自転車駐車場の 3 施設におきまして、地方自治法の規定に基づきまして、指定管理者の指定を行うため議会の議決を求めるもので、1月17日開催の指定管理者選定審議会により候補者の選定予定となっているものでございます。

提案の 39 議案、笠間市建設計画第 2 回変更につきましては、建設計画 17 年 3 月の制定、平成 26 年度に第 1 回変更を行った新市建設計画につきまして、平成 30 年度の法改正を受け、最大、令和 12 年度まで延長が可能となることから、現計画の予定事業や新たな課題に的確に対応できるよう、計画期間の延長を含めた計画変更を行うもので議会の議決を求

めるものでございます。

提案 40 の議案、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議につきましては、法の規定によりまして、令和 7 年 4 月 1 日から日立市、稲敷地方広域市町村圏事務組合の協議会加入による構成団体の変更のため、規約の変更に関する協議を議案として提案するものでございます。

提案 41 から提案 49 の議案は、令和 6 年度一般会計補正予算から令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算までの 9 会計の予算につきまして、補助金の確定や事業の執行見込み等により補正を行うものでございます。

提案 50 から提案 58 までの議案は、令和 7 年度一般会計から令和 7 年度笠間市下水道事業会計までの 9 会計の当初予算につきまして、提案をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○村上委員長 以上で説明が終わりまして、提出予定議案等の説明は以上であります、議案等の取扱いについて、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ、これで御了承願います。

次に、会期日程（案）について説明願います。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 資料の 07 会期日程（案）を御覧頂きたいと思います。

会期は 2 月 26 日水曜日から 3 月 18 日火曜日までの 21 日間とするものでございます。

初日の 2 月 26 日に会期の決定、請願陳情の付託、議案上程、提案理由の説明、議案の一部について質疑討論採決をお願いいたします。また、令和 6 年度各会計の補正予算につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託をお願いいたします。なお、一般質問通告締切りは午前中、議案質疑通告締切りは午後 5 時までとさせていただきます。

2 月 27 日は議案調査のため休会といたします。

2 月 28 日は午前 10 時から補正予算審査のため、各常任委員会を一斉開催とさせていただきます、審査終了後、各常任委員会の委員長の報告をまとめまして、各委員長に確認を頂きます。その後、午後 2 時より本会議を開き、議案質疑の後、常任委員会の付託及び令和 7 年度各会計予算の審査を行うため、予算特別委員会の設置、付託を行います。また、午前中に開きました各常任委員会の補正予算審査結果を各委員長より報告を受け、質疑、討論、採決を行います。なお、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱い等につきまして御協議をお願いいたしたいと思います。

3 日は総務企画委員会、4 日は教育福祉委員会、5 日は建設産業委員会を開催いたします。

6 日、7 日 10 日の 3 日間で予算特別委員会を開催いたします。

11 日は議事整理のため休会といたしまして、12 日、13 日、14 日の 3 日間を一般質問と

いたします。

なお、討論通告の締切りは14日の午前中までとさせていただきます。

17日は議事整理のため休会といたします。

18日は定例会最終日となりますが、議案につきまして、各委員会の委員長より審査の経過及び結果の報告を受け、質疑、討論採決を行い、閉会となります。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

説明は以上でございます。

○村上委員長 ただいま会期日程（案）について説明がありましたが、この件について何かございますか。

田村泰之委員。

○田村泰之委員 予算特別委員会が3日間ありますが、今、議員定数等調査特別委員会を行っておりますが、常任委員会化するということが何か足踏み状態になっているような気がするのです。これは特別委員会で、皆さんで諮るとというのが筋だと思われるので、早めに特別委員会の委員長に委員会を開いてもらって、どのようにしていくかということ投げかけてもらいたいなと思ひまして、発言させていただいております。

以上でございます。

○村上委員長 その点について、事務局で何かございますか。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

午前10時30分再開

○村上委員長 休憩を解いて協議に入ります。

まず日程から決めたいと思います。

なければ、このとおり決したいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 田村委員のほうから、予算特別委員会、決算特別委員会の常任委員会化に対して、しばらく議員定数等調査特別委員会をやっていないので、議運のほうから、特別委員会のほうに、やってくれという話を議運の委員長のほうから持ちかけて頂きたいという話が出ました。議会運営委員会委員長の私のほうから田村幸子委員長のほうに、今話を投げかけたいと思います。

〔「この件は最後に」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 すいません、最後にこの話をさせていただきます。

異議なしと認め、令和7年第1回定例会会期日程（案）は、2月26日から3月18日までの21日間とすることに決定しました。

なお、ただいま決定しました会期日程（案）につきましては、今月の全員協議会で議会

運営委員会からの報告事項といたしますので、よろしくお願ひいたします。

執行部で案件報告事案等がなければここで退席願ひます。

○後藤総務部長 ございませぬ。

○村上委員長 お疲れさまでした。

〔後藤総務部長 退席〕

○村上委員長 ここでその他として、さっきのお話一回させて頂きます。

田村泰之委員から出ました、予算特別委員会、決算特別委員会の常任委員会化について、議員定数等調査特別委員会において、11月から行ってないということですので、議運の委員長のほうから田村幸子委員長のほうに、今度の定例会期中に、一回、委員会をやって頂きたいというようなお話を持ちかけたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

はい、安見委員。

○安見貴志委員 今の村上委員長の発言だと、定例会の期間中にとおっしゃったのすけど、定例会の前までの期間内にとということでもよろしかったですね。

○村上委員長 定例会の前までですね、分かりました、すいませぬ。定例会までということですね。私のほうから田村幸子委員長のほうに呼びかけますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○村上委員長 休憩を解きまして協議に入ります。

次に、(3)のその他であります、これまでの議会運営委員会において、ハラスメント防止に関する先進事例を参考とした検討を進めて頂きました。12月11日に開催された全員協議会において、ガイドラインについて、今後運用することが決定いたしました。ハラスメント防止条例については、これまでの議会運営委員会の中で、令和7年第1回定例会において条例(案)を提出するという方向で検討が行われておりました。

このことを踏まえて、改めて議会運営委員会において今後の条例(案)の提出に向け、条例(案)の内容を協議検討していくということでもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それでは、条例(案)を作成しておりますので、事務局より説明願ひます。事務局次長、堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それではタブレット資料の09をお開き願ひます。

笠間市議会のハラスメント防止条例(案)についてでございますが、県内及び県外も含めた先行事例の内容を参考といたしまして、また昨年12月13日の全員協議会で運用が

決定いたしました笠間市議会ハラスメント防止等に関するガイドラインとの内容の整合性を図りながら作成をいたしました。

内容について御説明をさせて頂きたいと思います。

本条例は、第1条から第11条までの構成となっております。条文の概略についてどうか、全文読み上げていきたいと思いますので、御確認をお願いいたします。

初めに第1条、目的といたしまして、全ての議員が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、議員によるハラスメントを防止し、及び根絶するための処置を講じ、もって信頼される議会の実現に資することと記載されております。

続いて第2条では、ハラスメントの定義といたしまして、（1）言葉行為により相手を傷つけ、苦痛を与える行為、または不当に不利益を与える行為、（2）社会的または性的な差別により他の者に精神的または身体的な苦痛を与える行為、（3）職務上の優位性を背景に不当に他の者に精神的または身体的な苦痛を与える行為、（4）性的指向性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為としてございます。

続いて、第3条では、議員の責務といたしまして、議員は市民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚、認識し、議員間または職員の人格を尊重してハラスメントの防止、根絶に努めなければならない。

第3条の第2項では、議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。第3項といたしまして、議員はハラスメントに対する言動があると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し、厳に慎むべきを指摘し、解決するよう努めなければならないと記載してございます。

続いて第4条、議長の責務では、議長は議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

次の第5条、研修等では、議会はハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。

次の第6条では、議長職務の代行として、議長が調査の対象となったときは副議長がこの条例に規定する議長の職務を行う。

次に第7条、事実関係の把握等では、議長はハラスメントに関する苦情の申出があったときには、その事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聞き取りその他の確認を行うものとする。

次に第8条、相談窓口の設置では、議長は別に定めるところにより、議員によるハラス

メントに関する苦情の申出、及び相談に対応し、苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置くとしてございます。

次に第9条、プライバシーの保護でございます。

議員はハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

次に第10条では、ハラスメントに対する措置、議長は第7条の規定による確認の結果、議員によるハラスメントがあったと認められる場合は、必要性を判断の上、個別の対応や、議会運営委員会等での協議により、必要な措置を講じなければならない。

最後に、第11条、委任としてこの条例が定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めるとしてございます。

条例（案）の内容につきましては以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件について御意見等があればお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 12月にハラスメントのガイドラインを皆さんに諮って決めたものを、今度、条例化するという形の中で、全体的には条例的にはこんな感じでいいなどか思っています。

それをもとにして皆さんに意見を頂きたいのが、通常であればハラスメント防止というのが通常なのですが、水戸市では根絶という形をとったということ、ハラスメント防止でいいのかというところの議論と、第3条での議員の責務というところでいくと、ハラスメントの防止根絶に努めなければならないという言葉を使っている、その言葉のところをどうするか。

それと2番目で、議員が当事者となったときの対応のところ、疑われたときということがあるのですが、疑惑の解明というのは、表現上どうなのかなと思うのです。事実の解明とかそういうのが、言葉上はいいのかなと思います。

第8条で、相談窓口の設置、これについては、別に定めるところというところ、この定めについては規則か何かで定めるのかそれともこの前の委員の中でやったものでいいのかというところの議論があると思いますので、その部分を別に定めるところを、簡単にその手順を出すのかそれとも、別に定めるところでいいのかというところを、議論のまとめになるのかなと私は思います。

以上です。

○村上委員長 ほかがございますか。

はい、大貫委員。

○大貫千尋委員 解釈の違いなのかもしれないので、皆さんの意見を聞きたいのですが、11条のこの条例に定めるものとか、この条例の施行に関連し必要な事項は、議長が別に

定めるとなっているのですが、どうなのですか、これは。

○内桶克之委員 法令上でいくと、市長がという部分が執行部であるのですが、市長が定めることは、みんなで議論をして最終的に市長が責任を持って定めるという解釈なのです。ですから、議会については、議会で議論したものは議長が定めるという解釈でこの条例はつくられているので言葉上は間違えていません。

○大貫千尋委員 理解の仕方としては。

○内桶克之委員 理解の仕方としては、そこは議長でいいのです。定めるについては、議長と市長しか出ないので。

○村上委員長 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時49分再開

○村上委員長 休憩を取戻して協議を再開します。

第3条を見て頂きたいのですが、議員の責務の2番、議員は当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは自ら誠実な対応をとって疑惑の解明に当たるとともにその責任を解明するよう努めなければならないという部分の、疑惑という文言が果たして適正かというような内桶委員からの御指摘がありましたが、この疑惑という部分について、何か御意見がありましたら。例えば違うほうがいいというような。

大丈夫ですか、疑惑で。

○内桶克之委員 どちらでも大丈夫です。

○村上委員長 もしこのままでよければ。

○大貫千尋委員 事実に変更したほうがいいような気がする。

○村上委員長 疑惑を事実にてすね。

はい、西山委員。

○西山猛委員 この誠実な態度ってどういうそういう意味なの。みんな不誠実なの。

○村上委員長 いろいろなことが並び変えることができると思うのですが、事務局のほうも一生懸命作って頂いたので、もしこれでよければ・・・。

暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時59分再開

○村上委員長 休憩を閉じまして、協議を再開します。

先ほど、協議しました内容の自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるといふ部分の疑惑を事実の解明というものに直したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし・異議あり」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議ありということですので、説明してください。

○安見貴志委員 疑われたということは、事実があるかないかまだ分からない段階なので、事実の解明となっちゃうと疑われたという言葉の意味と、事実がさもあるということの矛盾が発生するのじゃないかと私は感じるものですから、直さなくていいのかというふうに最終的には見解を持ちました。それで異議ありと今述べさせて頂きました。

○村上委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 ここに文言が分かる学者は誰もいないから、相談して対応してください。こんなことで30分も1時間もやられてられない。

○村上委員長 暫時休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○村上委員長 協議を再開します。

先ほど、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるという条文中の疑惑という文言に対しての意見が分かれました。そこでもう一回、この疑惑というものを事実にしたほうがいいのか、このまま疑惑のままでいいのか、この部分に対して、もう一回意見をお伺いしたいと思います。事実のほうがよろしいという意見も多かったのですが、どうでしょうか。

はい、田村泰之委員。

○田村泰之委員 二転三転して大変恐縮なのですが、これは恐らく条例で少し幅を広く持っていると思うのです。それで自ら誠実をもって疑惑ということになってるわけで、私は二転三転、重ね重ね申し訳ございませんが、疑惑でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○村上委員長 ほかどうですか、疑惑と事実。

事務局、どうですか。事務局お願いします。

○堀内議会事務局次長 各市議会の条文などを参考に作成しておりますが、この疑惑という言葉は様々な議会で使われている言葉でございます。と申しますのはその前段で、まだ疑いの段階であるので、事実の確認というのは、その後で第7条の部分で議長が申出があったときに事実関係を把握するということになっていくので、この段階では疑惑という言葉を使っても間違いではないかと思っております。ただ、事実という言葉に置き換えた場合でも、特段の問題はないと思しますのでここは皆様の御意見を伺いたいと思えます。

以上です。

○村上委員長 ただいま次長のほうから御説明がありましたとおり、疑惑という文言でも間違いはないというお話があった中で、委員の皆様にも改めてもう一度疑惑でよろしいのかということでお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 私のほうからも、ぜひ、疑惑のままでやらせて頂ければというふうに思いますので、皆様の了解が頂ければ、疑惑という文言でいきたいと思うのですが、どうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それでは、ただいまの笠間市議会ハラスメント防止条例について、全員協議会で報告した上で、令和7年第1回定例会において、議会運営委員会から提出するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それではほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。
大変御苦勞さまでした。お疲れさまでした。

午前11時13分閉会